令和3年6月市議会 教育厚生委員会資料

第71号議案 長崎市文化センター条例の一部を改正する条例

										·->
1	条例改正の概要・・・・・・・	•	•	•		•	•	•	•	1
2	ヴィラ・オリンピカ伊王島の概要		•		¥		•	•	•	1
3	用途廃止検討の経緯・・・・・・	Ħ		•	•	•	•	•	•	3
4	用途廃止後の活用等・・・・・・	-	1	■.	•	•	•	•	¥	5
5	条例新旧対昭表・・・・・・						í			7

教 育 委 員 会 令和 3 年 6 月



1 条例改正の概要

(1) 改正理由及び内容

伊王島地区には現在コミュニティ活動施設として、ヴィラ・オリンピカ伊王島と伊王島開発総合センターが設置されている。これらについて、地域での利用状況及び施設の状況から、伊王島開発総合センターに統合することとし、ヴィラ・オリンピカ伊王島を令和4年3月31日をもって廃止するため、関係条文の削除等を行う。

(2) 施行日 令和4年4月1日

2 ヴィラ・オリンピカ伊王島の概要

- (1) 設 置 目 的 文化的教養の向上及び 社会教育の振興を図る。
- (2) 設置年月日 平成5年11月
- (3) 所 在 地 長崎市伊王島町1丁目甲3272番地
- (4) 構 造 鉄筋コンクリート造平家建
- (5) 床 面 積 1,374 ㎡

(6) 主な施設内容

施設名	面積	利用料金等			
多目的ホール	5 5 0 m²	卓球 (1 台につき)	1時間につき 534円		
		バドミントン(1面につき)	1時間につき 534円		
	* .	その他	1時間につき 1,613円		
フィットネスルーム	99. 85 m²	当日券	1人1回につき 324円		
		回数券(11回分)	3, 240 円		
図書室	233. 2m²	一般閲覧室、児童閲覧室	蔵書数 14,050 冊※		

※令和3年3月現在

- (7) 開館時間 4月~10月 午前10時~午後6時30分 11月~3月 午前10時~午後6時
- (8) 休館 日 毎週月曜日、1月1日~3日、12月29日~31日
- (9) 運 営 形 態 指定管理者制度導入 指定管理者 : 網KPG HOTE

指定管理者: ㈱KPG HOTEL&RESORT 指定期間: 平成29年4月1日~令和4年3月31日

(10) 利用者数

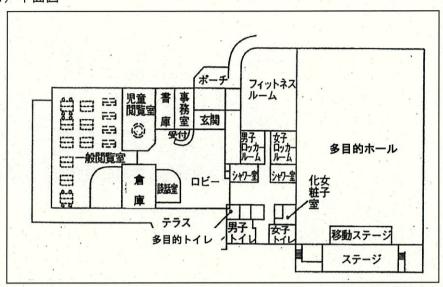
ア ヴィラ・オリンピカ伊王島図書室の利用状況

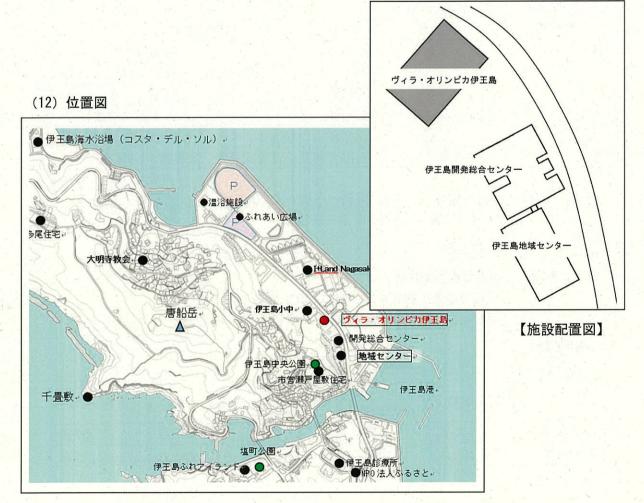
年 度	利用者数	貸出者数			2欠小小 上 坐	
十 及	利用有效	年間総数	1日平均	貸出点数	資料点数	
令和2年度	1,446 人	519 人	1.9人	1,637 点	14,050 点	
令和元年度	2,636 人	808 人	2.6人	2, 289 点	13, 754 点	
平成 30 年度	2,840 人	739 人	2.4人	1,924 点	13, 988 点	

イ ヴィラ・オリンピカ伊王島多目的ホール、フィットネスルームの利用状況

左车	多目的	内ホール	フィットネスルーム			
年 度	島内	島外	島内	島外		
令和2年度	172人 (3%)	6, 190 人 (97%)	12人(10%)	103人 (90%)		
令和元年度	425人 (4%)	10,074人(96%)	33 人 (14%)	197人 (86%)		
平成 30 年度	82人 (1%)	8,461人(99%)	14人(8%)	156人 (92%)		

(11) 平面図





3 用途廃止検討の経緯

【伊王島地区のコミュニティ活動施設の現状】

同規模のコミュニティ活動施設が 2 か所配置されている。 ・ヴィラ・オリンピカ伊王島 ・伊王島開発総合センター

【今後の施設の見直しの方向性を決定】

「公共施設の将来のあり方を考える市民対話 (平成 30 年)」で出された意見を参考に、 見直しの方向性を決定。

- ・伊王島開発総合センター → 伊王島地区のコミュニティ活動施設として継続。 (主に公民館講座や地域行事の場として利用されている ため)
- ※ヴィラ・オリンピカ伊王島 → 図書機能を伊王島開発総合センターに移設したうえで、売却等の有効活用を図る。

【図書室の移転場所】

- ・児童生徒の学習スペースを確保できる広さ(約80 m、蔵書数7,000 冊程度)
 - ・あらゆる年齢層が利用できるよう、1階に設置

J

伊王島地域センター1 階余剰スペースを活用

【地域からの要望】

- ・書架やテーブルはヴィラ・オリンピカ伊王島のものをできる限り活用。
- ・子どもが本を読みながら楽しめる場所の確保。

1

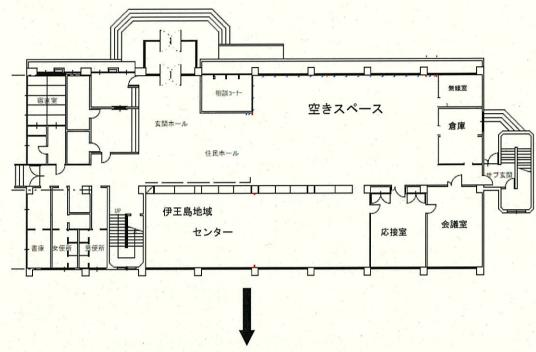
書架やテーブルで移設可能なものはできる限り利用。キッズスペースを設ける。

(1) 地元協議等の経過

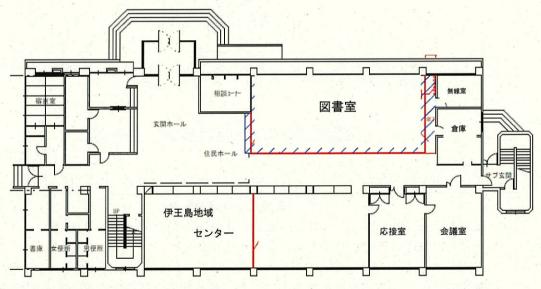
説明会	開催年月	内容及び結果
公共施設の将来のあり方	H30年11月、12月、	伊王島地区では、コミュニティ活動に
を考える市民対話	H31年1月(計3回)	利用できる施設として、伊王島開発総
		合センターを適正に管理する。
伊王島地区	R2年7月、9月、10月	ヴィラ・オリンピカ伊王島の用途廃止
行政課題検討会	(計3回)	後の図書室の設置場所は、伊王島地域
		センターの余剰スペースとする。
長崎市公共施設マネジメ	R2年11月~12月	ヴィラ・オリンピカ伊王島については、
ント、「高島・伊王島・香	. ,	図書機能を近隣施設へ移設のうえ、売
焼・深堀地区計画 (案)」		却等の有効活用を図る方向性について
策定に係るアンケート		は意見なし。

(2) 図書室のレイアウト案 (伊王島地域センター1階)

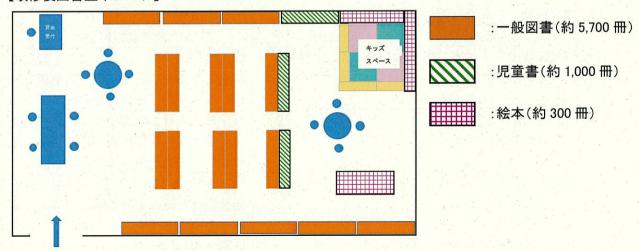




【改修後】



【改修後図書室イメージ】



4 用途廃止後の活用等

市長部局において、売却を含めた有効活用について検討を行う。

また、用途廃止後の活用内容によっては、国庫補助金相当額を上限に補助金の返還が必要となる場合がある。

【参考】

- 1 伊王島開発総合センターの概要
 - (1) 設 置 目 的 産業及び社会教育の振興、保健福祉の 増進並びにコミュニティ活動の推進 を図る。
 - (2) 設置年月日 昭和55年10月
 - (3) 所 在 地 長崎市伊王島町1丁目甲3272番地
 - (4) 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
 - (5) 床 面 積 1,188 ㎡
 - (6) 主な施設内容



		料	4金		
施設名	面積	午前9時から 午後5時まで (3時間以内)	午後5時から 午後10時まで (3時間以内)		
会議室 1	253.5m²	2, 702 円	3, 237 円		
会議室2	5 4 m²	544 円	754 円		
研修室 1	5 6 m²	544 円	754 円		
研修室2	3 1 m²	544 円	754 円		
和室	5 6 m²	544 円	754 円		
調理実習室	5 6 m²	1,079円	1, 623 円		

- (7) 開館時間 午前9時から午後9時まで (ただし、新設する図書室は午前9時から午後5時まで)
- (8) 休館 日 毎週月曜日、1月1日~3日、12月29日~31日、8月15日及び16日
- (9) 運 営 形 態 直営 (管理業務委託)

2 伊王島地区の人口

(1) 伊王島地区人口

(単位:人)

	世帯数	総数	男	女
令和3年4月末※1	4 3 2	663	308	355
平成5年10月1日 ※2	500	1, 144	500	6 4 4

- ※1 住民基本台帳に基づく人口及び世帯数
- ※2 平成2年国勢調査結果に基づく推計人口及び世帯数

(2) 5歳毎町別人口(令和3年4月末日現在※)

(単位:人)

	0-4 歳	5-9 歳	10-14 歳	15-19 歳	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳
ĺ	6	10	18	17	24.	22	. 16

35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60-64 歳	65-69 歳
10	20	27	47	39	38	61

70-74 歳	75-79 歳	80-84 歳	85-89 歳	90-94 歳	95-99 歳	100 歳以上
81	63	67	55	30	11	· 1

[※] 住民基本台帳に基づく人口

現 行

平成 16 年 9 月 30 日 条例第 43 号 改正後 (案)

平成 16 年 9 月 30 日 条例第 43 号

第1条 (略)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおり 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおり とする。

名称	位置
長崎市ヴィラ・オリ	長崎市伊王島町1丁目甲3
<u>ンピカ伊王島</u>	272番地
長崎市野母崎文化	長崎市野母町555番地
センター	
長崎市琴海文化セ	長崎市長浦町3777番地
ンター	9
長崎市琴海南部文	長崎市琴海村松町703番
化センター・	地 1 4

(ヴィラ・オリンピカに係る指定管理者による 管理)

- 第3条 教育委員会は、長崎市ヴィラ・オリンピ カ伊王島(以下「ヴィラ・オリンピカ」という。) の管理を地方自治法(昭和22年法律第67 号) 第244条の2第3項の規定により、教育 <u>委員会が指定するもの(以下「ヴィラ・オリン</u> ピカの指定管理者」という。)に行わせる。
- 2 教育委員会は、前項の指定に当たっては、公 募の方法により、これを行うものとする。
- 3 ヴィラ・オリンピカの指定管理者の指定を受 けようとするものは、申請書に事業計画書その 他教育委員会規則で定める書類を添付して、教 育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定により提出された 書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものの うちから最も適当と認めるものをヴィラ・オリ ンピカの指定管理者として指定する。
 - (1) 市民の平等利用を確保することができる <u>ものであること。</u>`
 - (2) ヴィラ・オリンピカの効用を最大限に発 揮するとともに、管理経費の縮減が図られる <u>ものであること。</u>
 - (3) ヴィラ・オリンピカの管理を安定して行 <u>う物的能力及び人的能力を有しているもの</u> <u>であること。</u>
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会 <u>規則で</u>定める条件

<u>(ヴィラ・オリンピカの指定管理者が行う業</u> 務)

第4条 ヴィラ・オリンピカの指定管理者は、次

第1条 (略)

(名称及び位置)

とする。

名称 位置					
	(削除)				
見吹き取り吹き ル					
技崎中野苺崎又化 センター	長崎市野母町555番地				
	長崎市長浦町3777番地				
ンター	9				
長崎市琴海南部文	長崎市琴海村松町703番				
化センター	地 1 4				

<u>(削除)</u>

(削除)

<u>に掲げる業務を行うものとする。</u>

- (1) ヴィラ・オリンピカの利用の許可その他 のヴィラ・オリンピカの利用に関する業務
- (2) ヴィラ・オリンピカの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ヴィラ・オ リンピカの運営に関して教育委員会が必要 と認める業務

(開館時間及び休館日)

- 第5条 センター (ヴィラ・オリンピカ及び長崎 市野母崎文化センターを除く。) の開館時間及 び休館日は、教育委員会規則で定める。
- 2 ヴィラ・オリンピカの開館時間及び休館日 は、教育委員会の承認を得てヴィラ・オリンピ カの指定管理者が定める。
- 3 長崎市野母崎文化センター(以下「野母崎文化センター」という。)の開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得て指定管理者(長崎のもざき恐竜パーク条例(令和2年長崎市条例第46号。以下「恐竜パーク条例」という。)第3条第1項の指定管理者をいう。以下「野母崎文化センターの指定管理者」という。)が定める。
- 4 前2項の承認の基準は、ヴィラ・オリンピカ 及び野母崎文化センターの利用形態、利用者の 利便性等を勘案して教育委員会規則で定める。 (利用の許可)
- 第6条 センターの別表第1から別表第3までに掲げる施設(以下単に「施設」という。)を利用しようとする者は、教育委員会(ヴィラ・オリンピカにあってはヴィラ・オリンピカの指定管理者、野母崎文化センターにあっては野母崎文化センターの指定管理者。以下この条、第12条、第13条及び第16条第1項において同じ。)の許可を受けなければならない。

2~3 (略)

(使用料)

- 第7条 利用の許可を受けた者(ヴィラ・オリンピカ及び野母崎文化センターに係るものを除く。)は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。
- 2 (略)

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるとき は、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、 市長が特別の理由があると認めるときは、この 限りでない。

(ヴィラ・オリンピカの利用料金)

(開館時間及び休館日)

第3条 センター(長崎市野母崎文化センター (以下「野母崎文化センター」という。) く。)の開館時間及び休館日は、教育委員会規 則で定める。

(削除)

- 2 野母崎文化センターの開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得て指定管理者(長崎のもざき恐竜パーク条例(令和2年長崎市条例第46号。以下「恐竜パーク条例」という。)第3条第1項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。)が定める。
- <u>3</u> <u>前項</u>の承認の基準は、野母崎文化センターの 利用形態、利用者の利便性等を勘案して教育委 員会規則で定める。

(利用の許可)

第4条 センターの別表第1及び別表第2に掲げる施設(以下単に「施設」という。)を利用しようとする者は、教育委員会(野母崎文化センターにあっては、指定管理者。以下この条、第10条、第11条及び第14条第1項において同じ。)の許可を受けなければならない。

2~3 (略)

(使用料)

第5条 利用の許可を受けた者(野母崎文化センターに係るものを除く。)は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 (略)

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるとき は、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、 市長が特別の理由があると認めるときは、この 限りでない。

- 第10条 利用の許可を受けた者(ヴィラ・オリンピカの利用に係るものに限る。)は、ヴィラ・オリンピカの利用に係る料金(以下「ヴィラ・オリンピカの利用料金」という。)をヴィラ・オリンピカの指定管理者に支払わなければならない。
- 2 ヴィラ・オリンピカの利用料金(附属設備の 利用に係るものを除く。)は、別表第2に掲げ る額を基準として、利用の形態等の状況を勘案 してヴィラ・オリンピカの指定管理者があらか じめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 附属設備の利用に係るヴィラ・オリンピカの 利用料金については、ヴィラ・オリンピカの指 定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定 めるものとする。
- 4 市長は、ヴィラ・オリンピカの指定管理者に ヴィラ・オリンピカの利用料金を当該指定管理 者の収入として収受させるものとする。

(野母崎文化センターの利用料金)

- 第10条の2 利用の許可を受けた者(野母崎文化センターの利用に係るものに限る。)は、野母崎文化センターの利用に係る料金(以下「野母崎文化センターの利用料金」という。)を野母崎文化センターの指定管理者に支払わなければならない。
- 2 <u>野母崎文化センターの</u>利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、<u>別表第3</u>に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して<u>野母崎文化センターの</u>指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 附属設備の利用に係る<u>野母崎文化センター</u> の利用料金については、<u>野母崎文化センターの</u> 指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて 定めるものとする。
- 4 市長は、<u>野母崎文化センターの</u>指定管理者に <u>野母崎文化センターの</u>利用料金を当該指定管 理者の収入として収受させるものとする。

<u>(ヴィラ・オリンピカの利用料金の減免)</u>

第11条 ヴィラ・オリンピカの指定管理者は、 あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に 基づき、ヴィラ・オリンピカの利用料金を減免 することができる。

(野母崎文化センターの利用料金の減免)

第11条の2 野母崎文化センターの指定管理 者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基 準に基づき、野母崎文化センターの利用料金を 減免することができる。

(特別の設備等)

第12条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」 という。)は、教育委員会の許可を受けて特別 の設備をすることができる。 (削除)

(利用料金)

- 第8条 利用の許可を受けた者(野母崎文化センターの利用に係るものに限る。)は、野母崎文化センターの利用に係る料金(以下「<u>利用料金</u>」という。)を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、<u>別表第2</u>に掲げる額を基準として、 利用の形態等の状況を勘案して指定管理者が あらかじめ市長の承認を受けて定めるものと する。
- 3 附属設備の利用に係る利用料金については、 指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて 定めるものとする。
- 4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管 理者の収入として収受させるものとする。

(削除)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を 受けて定める基準に基づき、利用料金を減免す ることができる。

(特別の設備等)

第10条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」 という。)は、教育委員会の許可を受けて特別 の設備をすることができる。 第13条 教育委員会は、センターの管理上必要 があると認めるときは、利用者に対し、必要な 設備をすることを命ずることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

<u>第14条</u> 利用者は、その権利を他人に譲渡し、 又は転貸してはならない。

(利用目的以外の利用の禁止)

第15条 利用者は、許可された利用目的以外に 施設を利用してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに 該当するときは、利用の許可を取り消し、又は 利用を停止し、若しくは制限することができ る。

(1)~(4) (略)

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じることがあっても、市、ヴィラ・オリンピカの指定管理者及び野母崎文化センターの指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第17条 利用者は、施設の利用を終わったとき、又はその利用を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用の場所を原状に復さなければならない。

2 (略)

(入館の制限)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに 該当する者に対して、センターへの入館を拒 み、又は退館を命ずることができる。

(1)~(3) (略)

・(損害賠償)

第19条 センターの建物、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第20条 センター (ヴィラ・オリンピカ及び野 母崎文化センターを除く。) に、所長その他必 要な職員を置く。

(教育委員会による管理)

- 第21条 教育委員会は、ヴィラ・オリンピカの 指定管理者の指定をすることができないとき、 又はヴィラ・オリンピカの指定管理者の指定を 取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の 停止を命じたときは、第3条第1項の規定にか かわらず、管理の業務を自ら行うものとする。
- 2 市長及び教育委員会は、<u>野母崎文化センター</u> <u>の</u>指定管理者を指定することができないとき、 又は<u>野母崎文化センターの</u>指定管理者の指定

第11条 教育委員会は、センターの管理上必要 があると認めるときは、利用者に対し、必要な 設備をすることを命ずることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、 又は転貸してはならない。

(利用目的以外の利用の禁止)

第13条 利用者は、許可された利用目的以外に 施設を利用してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに 該当するときは、利用の許可を取り消し、又は 利用を停止し、若しくは制限することができ る。

(1)~(4) (略).

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じることがあっても、市<u>及び</u>指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第15条 利用者は、施設の利用を終わったとき、又はその利用を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用の場所を原状に復さなければならない。

2 (略)

(入館の制限)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに 該当する者に対して、センターへの入館を拒 み、又は退館を命ずることができる。

(1)~(3) (略)

(損害賠償)

第17条 センターの建物、附属設備等を汚損 し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定め るところにより、その損害を賠償しなければな らない。ただし、市長がやむを得ない理由があ ると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第18条 センター(野母崎文化センターを除く。)に、所長その他必要な職員を置く。

(教育委員会による管理)

<u>第19条 (削除)</u>

市長及び教育委員会は、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定 を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務 を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務 の停止を命じたときは、恐竜パーク条例第3条 第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら 行うものとする。

の停止を命じたときは、恐竜パーク条例第3条 第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら 行うものとする。

2 前項の場合における第3条第2項、第4条第 <u>1項、第8条第1項及び</u>第3項、第9条、第1 4条第2項、前条並びに別表第2の規定の適用 については、第3条第2項中「教育委員会の承 認を得て指定管理者(長崎のもざき恐竜パーク 条例(令和2年長崎市条例第46号。以下「恐 竜パーク条例」という。)第3条第1項の指定 管理者をいう。以下「指定管理者」という。) が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第4 条第1項中「教育委員会(野母崎文化センター にあっては、指定管理者。以下この条、第10 条、第11条及び第14条第1項において同 じ。)」とあるのは「教育委員会」と、第8条第 1項中「野母崎文化センターの利用に係る料金 (以下「利用料金」という。) を指定管理者に 支払わなければならない」とあるのは「別表第 2に掲げる使用料を市長に納入しなければな らない」と、同条第3項中「利用料金について は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受け て」とあるのは「使用料については、市長が別 に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ 市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用 料金」とあるのは「市長は、特別の理由がある と認めるときは、使用料」と、第14条第2項 中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、 前条中「センター(野母崎文化センターを除 く。)」とあるのは「センター」と、別表第2中 「金額」とあるのは「使用料」とし、第3条第 3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は 適用しない。

(削除)

3 第1項の場合における第5条第2項、第6条 <u>第1項、第1</u>0条第1項及び第3項、第11条、 第16条第2項、前条並びに別表第2の規定の 適用については、第5条第2項中「教育委員会 の承認を得てヴィラ・オリンピカの指定管理者 が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第6 条第1項中「教育委員会(ヴィラ・オリンピカ <u>にあってはヴィラ・オリンピカの指定管理者、</u>」 とあるのは「教育委員会(1と、第10条第1 項中「ヴィラ・オリンピカの利用に係る料金(以 下「ヴィラ・オリンピカの利用料金」という。) <u>をヴィラ・オリンピカの指定管理者に支払わな</u> ければならない」とあるのは「別表第2に掲げ る使用料を市長に納入しなければならない」 と、同条第3項中「ヴィラ・オリンピカの利用 料金については、ヴィラ・オリンピカの指定管 理者があらかじめ市長の承認を受けて」とある のは「使用料については、市長が別に」と、第 11条中「ヴィラ・オリンピカの指定管理者は、 あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、ヴィラ・オリンピカの利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第16条第2項中「市、ヴィラ・オリンピカの指定管理者及び野母崎文化センターの指定管理者」と、前条中「センター(ヴィラ・オリンピカ及び」とあるのは「センター(」と、別表第2中「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第4項(ヴィラ・オリンピカに係るものに限る。)並びに第10条第2項及び第4項の規定は適用しない。

4 第2項の場合における第5条第3項、第6条 第1項、第10条の2第1項及び第3項、第1 1条の2、第16条第2項、前条並びに別表第 3の規定の適用については、第5条第3項中 「教育委員会の承認を得て指定管理者(長崎の もざき恐竜パーク条例(令和2年長崎市条例第 46号。以下「恐竜パーク条例」という。) 第 3条第1項の指定管理者をいう。以下「野母崎 <u>文化センターの指定管理者」という。)が」と</u> あるのは「教育委員会が別に」と、第6条第1 項中「教育委員会(ヴィラ・オリンピカにあっ <u>てはヴィラ・オリンピカの指定管理者、野母崎</u> <u>文化センターにあっては野母崎文化センター</u> の指定管理者」とあるのは「教育委員会(ヴィ ラ・オリンピカにあってはヴィラ・オリンピカ の指定管理者」と、第10条の2第1項中「野 母崎文化センターの利用に係る料金(以下「野 母崎文化センターの利用料金<u>」という。)を野</u> 母崎文化センターの指定管理者<u>に支払わなけ</u> ればならない」とあるのは「別表第3に掲げる 使用料を市長に納入しなければならない」と 同条第3項中「野母崎文化センターの利用料金 については、野母崎文化センターの指定管理者 があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは 「使用料については、市長が別に」と、第11 条の2中「野母崎文化センターの指定管理者 は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準 に基づき、野母崎文化センターの利用料金」と あるのは「市長は、<u>特別の理由があると認める</u> ときは、使用料」と、第16条第2項中「市、 ヴィラ・オリンピカの指定管理者及び野母崎文 化センターの指定管理者」とあるのは「市及び ヴィラ・オリンピカの指定管理者」と、前条中 「センター(ヴィラ・オリンピカ及び野母崎文 化センター」とあるのは「センター(ヴィラ・ オリンピカ」と、別表第3中「金額」とあるの は「使用料」とし、第5条第4項(野母崎文化 センターに係るものに限る。) 並びに第10条 の2第2項及び第4項の規定は適用しない。

5 教育委員会は、第1項<u>若しくは第2項</u>の規定 により管理の業務を行うこととし、又は第1項 (削除)

3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っ

<u>若しくは第2項</u>の規定により行っている管理 の業務を行わないこととするときは、あらかじ めその旨を告示するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項 は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第23条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

別表第1<u>(第7条関係)</u>

(表略)

別表第2(第10条関係)

区分	金額
多目的ホ卓球(1台につき)	H
ール	1 時間につき
·	534
バドミントン (1配	1 時間につき
につき)	534
その他	1 時間につき
	1, 613
フィット当日券	1人1回につき
ネスルー	3 2 4
ム 回数券(11回分)	3, 240

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は その時間に1時間未満の端数があるとき は、その利用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する 目的で利用するときの金額は、この表に掲 げる金額の倍額とする。
- 3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる額(備考2の適用があるときは、当該適用後の額)の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第3 (第10条の2関係)

(表略)

ている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項 は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第21条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1<u>(第5条関係)</u>·

(表略)

(削除)

別表第2(第8条関係)

(表略)